

改正

平成28年 2 月23日 条例第 2 号

令和 8 年 3 月25日 条例第24号

立川市子どもをいじめから守る条例

全ての子どもは、その一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会全体でその健やかな成長を支援しなければなりません。

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものです。次代を担う子どもたちが、一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者に求められている責務であります。

一方、子どもたちは、自分を大切にするとともに、他者を思いやり、良好な関係を築くとともに、いじめを絶対に許さない勇気をもって明るい学校生活づくりに努めなければなりません。

私たちは、いじめをなくし、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長することができるまちを実現するため、ここに、立川市子どもをいじめから守る条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止及び解決を図るための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、及び学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。
- (2) 子ども 学校に在籍する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当であるものをいう。
- (3) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）その他の子どもを現

に監護する者をいう。

(4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

(5) 市立学校 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める小学校及び中学校をいう。

(6) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学している者又は市内において公益的な活動を行う個人をいう。

(7) 事業者等 市内において事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。

(8) 関係機関等 警察署、児童相談所その他の子どものいじめに関係する機関及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 市、学校、保護者、市民及び事業者等は、いじめが全ての子どもに関する問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し、及び学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にするとともに、互いに尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの防止に取り組まなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と協力し、子どもをいじめから守るために必要な施策を講じなければならない。

（市立学校の責務）

第5条 市立学校は、基本理念に基づき、市、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関等と連携していじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する取組を推進しなければならない。

2 市立学校は、いじめの防止等に組織的に取り組むため、校内における体制を整えるとともに、子どもが安心して相談できる環境を整えなければならない。

3 市立学校は、市が実施するいじめの防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の役割）

第6条 保護者は、基本理念に基づき、子どもの成長及び発達に応じて適切な支援を行うとともに、子どもの心情を理解しながら、子どもが心身ともに安心して過ごせるよう努めるものとする。

2 保護者は、いじめを正しく認識するとともに、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。

- 3 保護者は、市及び市立学校が行ういじめの防止等に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者等の役割)

第7条 市民及び事業者等は、基本理念に基づき、地域において子どもに対する見守り等を行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

- 3 市民及び事業者等は、市が実施するいじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(子どもの心構え及びいじめの禁止)

第8条 子どもは、自己を大切にし、互いの権利を尊重し合うよう努めなければならない。

- 2 子どもは、いじめを行ってはならない。

- 3 子どもは、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき又はいじめに係る相談を受けたときは、学校又は市に情報提供するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、いじめの防止及び解決のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(いじめ防止基本方針の策定等)

第10条 市は、法第12条の規定により立川市いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要に応じて見直しを行わなければならない。

- 2 市立学校は、法第13条の規定により学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要に応じて見直しを行わなければならない。

(立川市いじめ防止対策審議会の設置)

第11条 立川市教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに、法第28条第1項に規定する重大事態の調査を行うため、法第14条第3項に規定する附属機関として立川市いじめ防止対策審議会を置く。

(立川市いじめ問題調査委員会の設置)

第12条 市長は、法第30条第2項に規定する調査を行うため、附属機関として立川市いじめ問題調査委員会を置くことができる。

(いじめの防止等)

第13条 市は、いじめの防止等を行うため、次の各号に掲げる取組を推進しなければならない。

- (1) 子どもたち一人ひとりが、いじめを許容しない認識をもち、いじめをなくすために主体的に行動する力を育成する取組
- (2) 市立学校におけるいじめの実態を把握する取組
- (3) 心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者（以下「専門的知識を有する者」という。）を市立学校へ派遣し、いじめの相談及び対処を支援する取組
- (4) その他市が必要と認める取組

2 市は、前項第2号に掲げるいじめの実態を把握する取組を実施したときは、その結果を第11条に規定する立川市いじめ防止対策審議会に報告するものとする。この場合において、市は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

3 市立学校は、いじめを認知したときは、必要に応じて市及び関係機関等と連携し、いじめの解消を図るとともに、専門的知識を有する者を活用し、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びに当該子どもの家庭に対し、必要な支援、指導、助言その他のいじめの防止等のための対策を講ずるように努めなければならない。

（人材の確保及び資質の向上）

第14条 市は、市立学校その他関係機関等に対し、前条第1項各号に掲げる取組を推進するため、人材の確保等必要な措置を講じなければならない。

2 市は、職員に対し、いじめの防止に関する教育及び研修を行うなど、いじめの防止等を図るため、必要な施策について周知及び啓発に努めなければならない。

3 市は、市立学校が推進するいじめの防止等に関する取組について必要な調査及び検証を行い、その結果等を市立学校間で共有し、それぞれの市立学校で行われる取組の充実が図られるよう努めなければならない。

（相談体制の整備）

第15条 市は、いじめを早期に発見し、及び対処するため、子ども、保護者、市立学校、市民及び事業者等が相談し、又は連絡することができる体制を整備し、これを周知しなければならない。

2 市は、前項の規定による相談又は連絡があったときは、事実を確認するために積極的に情報を収集しなければならない。

3 市立学校は、いじめを早期に発見し、及び対処するため、専門的知識を有する者を活用し、子どもの状況を把握するとともに、子ども及び保護者が相談できる体制を整備しなければならない。

（広報及び啓発）

第16条 市は、子ども、保護者、市民及び事業者等に対し、いじめの防止等に関する広報及び啓発活動を行わなければならない。

(いじめの防止等の申出)

第17条 何人も、いじめに関する事項について、市長に対し、いじめの防止等の申出（以下「申出」という。）を行うことができる。

(調査)

第18条 市長は、申出があった事案について、関係する市立学校に在籍する子ども及びその保護者に聞き取りを行う等、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する調査（以下「調査」という。）のため必要があると認めるときは、市立学校その他関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査を行うことができる。

3 市長は、調査のため必要があると認めるときは、いじめの防止のために必要な限度において、市の機関以外の者に対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(調査の不実施)

第19条 市長は、申出の内容について明らかに事実の誤認があると認められるときその他調査を行うことが適当でないと認めるときは、調査を行わないものとする。

(是正の勧告)

第20条 市長は、調査の結果、いじめ又はそのおそれがあると認めるときは、市立学校その他関係する市の機関に対し、次の各号に掲げる措置を講ずべきことを勧告することができる。

(1) 子どもに対する見守りその他市立学校内におけるいじめの防止のための環境整備

(2) 別室指導（法第23条第4項に規定する措置をいう。）

(3) 子どもの学級替え

(4) 子どもの転校の相談及び転校の支援

(5) 訓告その他の学校教育法第11条に規定する懲戒

(6) 学校教育法第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定による出席停止

(7) 前各号に掲げるもののほか、いじめの問題を解決するために必要な措置

2 市長は、前項の規定により勧告を行うにあたり、立川市教育委員会及び市立学校の意見を聴取することができるほか、専門的知識を有する者の意見を聴取することができる。

(報告)

第21条 市長は、前条の規定により勧告を行ったときは、当該機関に対し、その勧告の結果とられた措置について報告を求めるものとする。

(通報)

第22条 市長は、子どもの命と尊厳を守るために必要と認めるときは、関係機関等に通報するものとする。

(個人情報の取扱い)

第23条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成26年9月30日規則第39号の3で平成26年11月1日から施行)

附 則 (平成28年2月23日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月25日条例第24号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(令和8年規則第46号で令和8年7月13日から施行)